

裁 決 書

審査請求人

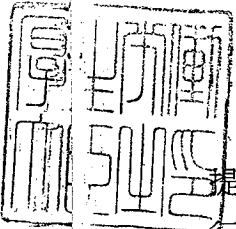


原処分庁

大阪市中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第 2 号館

大阪労働局長



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 29 年 10 月 19 日付けで提起された、平成 29 年 7 月 11 日付け大個開第 29-162 号により大阪労働局長が行った行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づく不開示決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、これを変更し、別表に掲げる部分を新たに開示する。

事案の概要

- 1 本件請求人は、平成 29 年 6 月 20 日付けで、開示請求者として、原処分庁に対して、法第 13 条の規定に基づき、「私が労働者代表を務めている [REDACTED] が、労基法 32 条の 4 に基づき [REDACTED] 基準監督署長に届出している労使協定に関する一切の書類（上記書類は、平成 28 年度中に提出されたもの）」に係る開示請求を行った。
- 2 これに対し、原処分庁が法第 14 条各号に該当するとして、その全部を不開示とした原処分を行ったところ、請求人は、これを不服として、本件審査請求を提起したものである。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主たる主張

「対象文書全体が法第 14 条の各号に該当しないため、すべてを開示すべき」等。

2 原処分庁の主たる説明

本件開示請求については、法第 14 条第 3 号イ及びロ並びに第 5 号及び第 7 号イの規定に基づき、開示請求に係る対象保有個人情報の全部を不開示とする。

なお、請求人の主張の要旨については、別添答申書（写）の「第 2 審査請求人の主張の要旨」のとおりであるので、これを引用する。

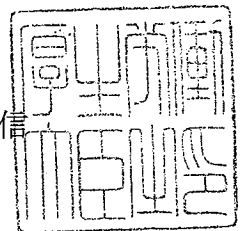
裁 決 の 理 由

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分の一部について、新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である旨の意見を付し、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、本判決の理由として別添答申書（写）の「第 5 審査会の判断の理由」を引用し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する。

平成 30 年 5 月 28 日

厚生労働大臣

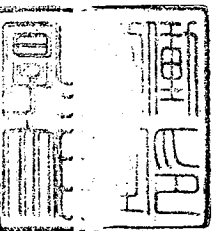
加藤 勝信



別表

1 対象文書			2 新たに開示する部分
番号	文書名	頁	
1	1年単位の変形労働時間制に関する労使協定	1ないし3	・使用者印の印影部分を除く部分

※「頁」は、本件対象文書全体の通しの頁を示す。



諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月22日（平成30年（行個）諮問第7号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第229号）

事件名：本人が労働者代表を務めている特定法人が特定年度に届け出た「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が労働者代表を務めている特定法人（特定住所）が労基法32条の4に基づき特定労働基準監督署長に届出している労使協定に関する一切の書類。上記書類は、特定年度中に提出されたもの」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年7月11日付け大個開第29-162号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示理由

処分庁が挙げた不開示理由を要約すると以下の3点となる。

- （ア）「法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」であること。（以下「不開示理由ア」という。）
- （イ）「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって通例として開示しないこととされている情報が記載されている」こと。（以下「不開示理由イ」という。）
- （ウ）「労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり、労働基準監督機関が行う検査、犯罪から逃れることを容易にし、又は助長する等監督行政の適正な執行に支障

をきたすおそれのあるものが記載されて」いること。（以下「不開示理由ウ」という。）

イ 不開示決定について不当であること

(ア) 私が開示請求をした書類はいわゆる1年単位の変形労働時間制に関する書類（以下、第2においては「変形労働時間制に関する協定等」という。）であり、労働者代表である私と特定事業場が当事者として労使協定を締結した書類であり、両者に共有されるべき書類であるため、不開示理由について、何ら当てはまらない。よって全てを開示しなければならない。

(イ) 仮に上記（ア）で述べた「両者に共有されるべき書類」という主張が認められないとしても以下の理由で、不開示決定は不当である。

私が開示請求をした変形労働時間制に関する協定等は、1年単位の変形労働時間制を採用する事業所において必ず締結をし所轄労働基準監督署へ必ず届出が必要とされるもの（労働基準法（以下「労基法」という。）32条の4条）であり、開示しても上記①で示される不開示理由には当たらないことを、厚生労働省が様式4号（12条の4第6項関係）として公開しているものに沿って具体的に述べる。

なお、特定事業場はこの様式及び別途「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」を所轄労働基準監督署に提出しているものと思われる。

様式4号（12条の4第6項関係）書かれている項目は以下のものである。

a 事業の種類、事業の名称、事業の所在地（電話番号）、常時使用する労働者数、該当労働者数

通常開示されているものでありホームページや生徒等の募集要項で公開されているものであり、不開示理由アないし不開示理由ウにはそれぞれ該当しない。なお、特定事業場の各校の労働者数（特定職種A数並びに特定職種B数）はホームページに詳しく記載されている。

b 対象期間及び特定期間、対象期間中の各週の労働時間並びに所定休日、対象期間中の1週間の平均労働時間、協定の有効期間

・ 不開示理由アについて、所轄労働基準監督署で受理されたものであり法令で定められている範囲内の記載であり何ら開示しても「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」でないことは自明である。

・ 不開示理由イについて、労基法32条の4で提出が義務付けられているものであり、出さなければ刑事罰が科されるも

のであるから「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」ではない。よって不開示理由イには当たらない。

- ・ 不開示理由ウについて、これらの項目は、法令で定められた項目であり、何ら「労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報」などではないことは、自明である。
- c 労働時間が最も長い日の労働時間（満18歳未満の者）、労働時間が最も長い週の労働時間（満18歳未満の者）、対象期間中の総労働時間、労働時間が48時間を超える週の最長連続週数、対象期間中の最も長い連続労働日数、対象期間中の労働時間が48時間を超える週数、特定期間中の最も長い連続労働日数、旧協定の対象期間、旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間、旧協定の対象期間中の労働日数
 - ・ 不開示理由アないし不開示理由ウについては、上記bで示した不開示理由と同様である。
- d 協定設立の年月日
 - ・ 不開示理由アないし不開示理由ウは、この項目に該当しないことは、自明である。
- e 協定の当事者（労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者）の職名、氏名
 - ・ 過半数労働者代表である私が開示請求をしたものであり、不開示理由アについて、「協定の当事者（労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者）の職名」、「氏名」は、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」でないことは、自明である。
 - ・ 不開示理由イと不開示理由ウについて、これらの項目が該当しないことは、自明である。
- f 協定当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法及び日付
 - ・ 不開示理由アについて、「協定当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」は、法令で定められている方法が記載され、所轄労働基準監督署で受理されたものであり「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」でないことは、自明である。また「日付」は何ら不開示理由アに当たらないことも自明である。
 - ・ 不開示理由イと不開示理由ウについて、これらの項目が該当しないことは、自明である。
- g 協定の当事者（使用者）の職名、氏名

- ・ 不開示理由アについて、「協定の当事者（使用者）の職名」、「氏名」は、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」でないことは、自明である。なお、協定当事者である特定事業場特定役職やその氏名はホームページに記載されている。
- ・ 不開示理由イと不開示理由ウについて、これらの項目が該当しないことは、自明である。

よって、変形労働時間制に関する協定等を全て開示しなければならない。

(ウ) 仮に上記(イ)で述べた内容が一部でも認められる場合に、その部分の開示をしなければならない。

(エ) 仮に上記(イ)で述べた内容がすべて認められない場合でも、以下の理由で開示しなければならない。

変形労働時間制に関する書類は、「行政文書の開示請求」においても開示請求が可能である。

そして、この変形労働時間制に関する書類を「行政文書の開示請求」とする場合は、第三者が開示請求でき、また部分的に開示されることが多い。一方同じ書類を「行政機関が保有する個人情報の開示請求」では、当事者（個人情報が記載された本人）が請求を行っても全部が開示となることがある。

今回、私は同じ変形労働時間制に関する書類を「行政文書の開示請求」（大開第29-50号）と「行政機関が保有する個人情報の開示請求」（大個開第29-162号）で行った。

大開第29-50号については部分開示されたが、大個開第29-162号については、全部の開示とならなかった。

個人情報が記載されている書類を当事者が開示請求する場合と個人情報が記載されている書類を第三者が開示請求する場合、すなわち、当事者と第三者との請求をどう扱うかの問題であり、前者の開示範囲を広くすべきである。開示請求を行う当事者しかできない「行政機関が保有する個人情報の開示請求」と誰でも開示請求可能な「行政文書の開示請求」との開示範囲は、社会通念上、前者の開示範囲を広く取るべきである。

ウ 最後に

「イ不開示決定について不当であること」で述べたように、本案件の不開示決定は不当であり、審査請求をした保有個人情報等の各項目を詳しく吟味され、速やかに開示決定をされることを求めるものである。

(2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明書について

(ア) 「1 本件審査の経緯」について
認める。

(イ) 「2 諮問庁としての考え方」について

「全部を開示しない」から「3 (4)」の一部分を開示するとの判断に関しては、評価をするが、「その余の部分」を開示とすることには、妥当性がない。しかし対象文書の③ (使用者印の印影) については、開示を強く求めるものではない。

(ウ) 「3 (3)」について

a 「対象文書の①, ②, ③」について、「当該事業場の労働条件を示す」ことは、「当該事業場と競争上の地位にある他の事業所にとって、当該事業場の人事管理や経営管理に関する情報の取得が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について不利益を受けるおそれがある」と述べている。

そして、開示すれば、「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり法14条3号イの不開示情報に該当」と主張する。

しかし「対象文書の①, ②, ③」について、開示請求を行った私は、当該事業場の労働者代表であり「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」の当事者であるから当然知っておくべきものである。

開示請求は、使用者が私と結んだ「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」を適法に届け出しているのかを確認するために行ったものである。したがって、「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などなく、法14条3号イの不開示情報に該当しない。

当事者の開示請求を部分的でもなし得ないことになれば、ブラック企業などが行っている虚偽の「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」や法律的に不完全なものを「人事戦略や経営戦略」の名のもとに温存することになる。

労基法で定められたことは、人事戦略や経営戦略ではなく、全ての事業場が最低限守らないといけないものである。法律で決まっていることを、当事者に開示しても何ら問題はない。

b 「対象文書の①, ②」が開示されると「当該事業場をはじめとして対象文書の届出義務のある事業者の届出意欲を低下させ」、「労働基準監督署の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり法14条7号イの不開示情報に該当する」と主張する。

しかし、労働者代表である労使協定の当事者に開示することが、

当該事業場の事業者に提出意欲を低下させることにはならない。すなわち既にお互いが締結したものであるからである。もし意欲を低下させるというなら、それは事業者が虚偽あるいは、労働者代表を労使協定の当事者としていないような場合である。

また、当該事業場の労働者代表に開示することが、他の事業場の事業主の提出意欲に何ら関係はしないことは明らかであるが、低下するというのであれば、他の事業場の事業主も同じく、実態と合わない労使協定を提出しているような場合である。このようなことにならないように①及び②に関して開示が必要である。

別の視点で考えれば、労基法は、強制法規であり、それを守らない事業場に迎合すべきではない。届出を意欲に頼るのではなく、適用事業場には必ず提出してもらわなければならないものである。その風土が形式主義（「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」の届出を行ったらそれで良い）に陥っている。

「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」の労働者代表は適法な手続きで行われているのか、「労使協定の対象労働者」は適正に届け出されているのか、「別紙の協定書及び勤務表」は正しいものなのかなど、事業場内の実態と届出を比較するためにも、積極的に個人情報の開示は、対象文書①、②も含めて行うべきである。

イ 諮問庁への答申

審査会において、諮問庁に対し、対象文書の①及び②についても開示すべきとの答申を行うことを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成29年6月20日付け（同日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「特定年度に、請求人が労働者代表を務めている特定事業場が、労基法32条の4に基づき特定労働基準監督署長に届出している労使協定に関する一切の書類」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成29年7月11日付け、大個開第29-162号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成29年10月19日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち下記3

(4)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条3号イ及び7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、特定年度に、請求人が労働者代表を務めている特定事業場が、特定労働基準監督署長に届出を行った「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、対象文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されているが、これらの情報には、請求人の個人に関する情報が含まれていることから、これを、本件対象保有個人情報として特定すべきと判断した。

(2) 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定について

労基法は、業務に繁閑のある事業場において、繁忙期に長い労働時間を設定し、かつ、閑散期に短い労働時間を設定することにより効率的に労働時間を配分して、年間の総労働時間の短縮を図ることを目的に、労使協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ることにより、1ヶ月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲以内にした場合、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができるとしている（労基法32条）。

(3) 不開示情報該当性について

対象文書の①、②、③は、当該事業場における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該事業場独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものである。

このため、これらの情報が開示された場合には、当該事業場と競争上の地位にある他の事業場にとって、当該事業場の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、当該事業場が不利益を受けるおそれがある。

また、対象文書の①及び②が開示されることとなれば、当該事業場をはじめとして対象文書の届出義務のある事業者の届出意欲を低下させ、届出内容を確認し必要な指導を行う労働基準監督署の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、これらを公にすることは、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イの不開示情報に該当し、また、労働基準監督署の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当するため、不開示と

することが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

対象文書の①、②、③以外の部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「対象文書全体が法14条の各号に該当しないため、すべてを開示すべき」等と主張しているが、上記3(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(4)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条3号イ及び7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年1月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月22日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月8日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が労働者代表を務めている特定法人(特定住所)が労基法32条の4に基づき特定労働基準監督署長に届出している労使協定に関する一切の書類。上記書類は、特定年度中に提出されたもの」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は意見書において、別表の2欄の①及び②の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄の①及び②に掲げる部分については、法14条3号イ及び7号イに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄の①及び②に掲げる部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定について

ア 労基法は、業務に繁閑のある事業場において、繁忙期に長い労働時間を設定し、かつ、閑散期に短い労働時間を設定することにより効率的に労働時間を配分して、年間の総労働時間の短縮を図ることを目的に、労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、1か月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲以内にした場合、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができるとしている（労基法32条の4）。

イ また、労働者側の協定の当事者は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者を代表する者としている（労基法32条の4）。

ウ 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の届出については、様式第4号により所轄労働基準監督署長にしなければならないとしている（労基法施行規則12条の4）。

当該様式では、「協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名・氏名」を記載することとしている。

(2) 不開示情報該当性について

上記(1)を踏まえて検討する。

ア 本件対象保有個人情報が記録されている1年単位の変形労働時間制に関する労使協定について、諮問庁が新たに開示する部分から、当該1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の当事者である労働者の過半数を代表する者は、審査請求人であると認められる。

イ そうすると、審査請求人は協定締結の当事者であって、当該1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の内容は、審査請求人の知り得る内容であると認められ、不開示部分を開示しても、当該事業場と競争上の地位にある他の事業場にとって、当該事業場の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、当該事業場が不利益を受けるおそれ及び当該事業場を始めとして当該協定の届出義務のある事業者の届出意欲を低下させ、届出内容を確認し必要な指導を行う労働基準監督署の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも

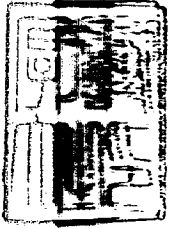
該当せず，開示すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その全部を法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が同条3号イ及び7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

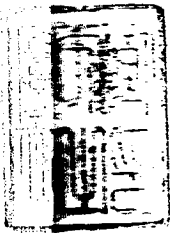
(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子



別表

1 対象文 書名	2 不開示部分	3 該当条文	4 開示すべき部分
1年単位の変形労働時間制に関する労使協定	① 1頁の「労働者数（満18歳以上の者）」欄数字の部分，「対象期間中の1週間の平均労働時間数」欄の数字の部分，「労働時間が最も長い日の労働時間数（満18歳以上の者）」欄の数字の部分，「労働時間が最も長い週の労働時間数（満18歳以上の者）」欄の数字の部分，「対象期間中の総労働日数」欄の数字の部分	法14条3号イ及び7号イ	全て
	② 2頁の1条の3行目12文字目，4行目4文字目ないし10文字目及び14文字目ないし最終文字及び5行目6文字目ないし最終文字，3条の1行目5文字目ないし2行目23文字目，4条の表の部分，5条の1行目1文字目ないし4行目，3頁の表の部分	法14条3号イ及び7号イ	全て
	③ 1頁及び2頁の使用者印の印影	法14条3号イ	
	④ 上記①ないし③の部分以外の部分	新たに開示	



この種本は、原本と相違ないことを認証する。

三三三〇年五月二十八日

厚生労働大臣

加藤 勝信

